投資信託総合取引約款

第１章
総合取引…… 1

第２章
金銭の振込先指定方式…… 4

第３章
雑　　則…… 5

投資信託受益権振替決済口座管理規定

自動けいぞく（累積）投資約款

投資信託定時定額購入サービス取扱規定

特定口座に係る上場株式等保管委託約款

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

京葉銀行

32566 30. 2 DD

投資信託総合取引約款

第１章　総合取引

１．（約款の趣旨）

この約款は、投資信託受益権（受益証券等を含みます。）に関する取引について、お客様と株式会社京葉銀行（以下、「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

２．（総合取引の利用）

お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引（以下、「総合取引」といいます。）をいつでもご利用いただけます。

⑴　「自動けいぞく（累積）投資約款」に定める累積投資取引

⑵　「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」に定める定時定額購入取引

⑶　お客様の当行における口座のすべての投資信託受益権の取引により、当行がお客様に支払うこととなった金銭をお客様のあらかじめ指定する預金口座に振込む方法（以下、「金銭の振込先指定方式」といいます。）による取扱い。

⑷　「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に定める振替取引

⑸　「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」及び「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」に定める特定口座を利用する取引

⑹　「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」に定める非課税口座を利用する取引

⑺　「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」に定める未成年者口座及び課税未成年者口座を利用する取引

３．（申込み方法等）

⑴　お客様は、「投資信託総合取引申込書」に必要事項を記入のうえ署名捺印（お届け印によります。）し、これを当行に提出することによって総合取引を申込むものとし、当行が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。

⑵　（反社会的勢力でないことの表明・確約）

お客様（当該法人の役員等を含む。以下本条において同

じ。）は、あらかじめ当行所定の方法により、現在、次の①の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。また、自らまたは第三者を利用して②の各号に該当する行為を行わないことを確約していただきます。お客様が、次の①の各号に該当し、もしくは②のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、投資信託受益権振替決済口座管理規定第16条第2項に定める規定に従い契約は解約されます。また、これにより生じたお客様の損害については、一切当行はその責を負わないものとします。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただきます。

①現在かつ将来にわたり次の各号のいずれにも該当しないことの表明・確約

お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

イ．　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

ロ．　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ハ．　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

ニ．　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

ホ．　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

②自らまたは第三者を利用し次の各号に該当する行為を行わないことの確約

イ．暴力的な要求行為

ロ．法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

二．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

ホ．その他前各号に準ずる行為

4．（届出印鑑）

お客様は総合取引申込時に印鑑を届け出ていただきます。

5．（金銭の払込み）

⑴　お客様は、随時投資信託受益権の買付け申込をすることができます。また、その代金（以下「払込金」といいます。）は、買付け申込時に払込むものとします。ただし、買付け申込時に「取扱指定日」を指定する場合は、「取扱指定日」に払込むものとします。

⑵　上記⑴の払込金は、当該投資信託受益権の取得代金に加えて、それに係る所定の手数料等を含みます。

⑶　払込金は、お客様の下記６.に定める指定預金口座から預金の引落しによりお支払いいただきます。

⑷　前項の預金の引落しにあたっては、当座勘定規定または普通預金規定、総合口座取引規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳及び預金払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法で行うものとします。

⑸　引落し日において、指定預金口座の残高（当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる範囲の金額を含みません。）が引落し金額に満たない場合は、お客様に通知することなく、買付けをいたしません。

⑹　複数の銘柄を選択されているお客様の指定預金口座の残高が、その引落し金額の総額に満たない場合は、そのいずれの銘柄を買付けるかは当行の任意とします。なお、この場合、当行はお客様に対して事前の通知を行いません。また本項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第２章　金銭の振込先指定方式

６．（金銭の振込先指定方式）

金銭の振込先指定方式とは、お客様の当行における口座のすべての投資信託受益権の取引により当行がお客様に支払うこととなった金銭（以下、本章において「金銭」といいます。）をお客様のあらかじめ指定する預金口座（以下、「指定預金口座」といいます。）に振込む方式をいいます。

７．（指定預金口座の取扱い）

指定預金口座の名義は、当行におけるお客様の口座名義と同一としていただきます。

８．（指定預金口座の確認）

⑴　当行は上記７．により預金口座の指定があったときは、すみやかに「指定預金口座ご確認のお願い」を送付しますので、記載内容を十分ご確認ください。万一、記載内容に相違があるときは、すみやかに当行お取引店の責任者までお申し出ください。

⑵　当行が上記⑴の「指定預金口座ご確認のお願い」を送付した後の１週間は、振込請求を受けましても、指定預金口座への金銭の振込みができないことがあります。

９．（指定預金口座の変更）

⑴　指定預金口座を変更されるときは、当行所定の書類によって届け出ていただきます。

⑵　変更申込み受付後の取扱いは上記７．および８．に準じて行うものといたします。

10．（金銭の受渡精算方法）

金銭の受渡精算方法については、本章に基づく振込先指定方式といたします。

収益分配金等についても同様の取扱いといたします。

11．（振込金額等の確認）

当行は、金銭を指定預金口座へ振込んだ場合は、取引報告書等によりご通知いたしますので、振込みの内容をご確認ください。

12．（手数料）

振込みに係る手数料は、当行所定の額をお客様に負担していただくことがあります。

第３章　雑　　則

13.（取扱いの解除）

上記２.の各取扱いは、次の場合に解除されます。

⑴　解除のお申し出があった場合。

⑵　当行が解除を申し出た場合。

14.（公示催告等の調査の免除）

当行は、お預りしている投資信託受益証券等に係る公示催告の申立て、除権決定の確定等についての調査およびご通知はいたしません。

15.（免責事項）

当行は、次に掲げる損害については、その責を負いません。

⑴　当行所定の書類等に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、お預りした受益証券または金銭を返還したことにより生じた損害。

⑵　当行が上記10.により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に生じた損害。

⑶　当行所定の手続きによる返還のお申し出がなかったため、又は印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、お預りした投資信託受益証券等又は金銭を返還しなかったことにより生じた損害。

⑷　お預り当初から、保護預り証券について瑕疵またはその原因となる事実があったことにより生じた損害。

⑸　天災地変その他の不可抗力により、この約款に基づく保護預り証券もしくは金銭の返還が遅延したことにより生じた損害。

16.（届出事項の変更）

⑴　届出の印鑑、住所、氏名（法人名称等）、共通番号等の変更など届出事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当行に届け出ていただきます。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

⑵　上記⑴のお申し出があったときは、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と思われる書類等をご提出いただくことがあります。印鑑証明書のご提出を要する場合に、そのご提出ができないときは、当行の認める保証人の印鑑証明書をご提出ください。

17.（本約款の変更）

⑴　この約款は、法令の変更その他必要が生じたときは改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくは、お客様に新たな義務

を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、当該通知に記載された所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

⑵　前項の通知は、変更の内容が合理的で影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページ等への掲載によって代えることがあります。

以　　上

付　　則

平成24年10月１日一部改正
平成27年８月17日一部改正
平成28年１月４日一部改正
平成30年２月１日一部改正

投資信託受益権振替決済口座管理規定

第１条（この規定の趣旨）

この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第２条（振替決済口座）

１．振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

２．振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

３．当行は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第３条（振替決済口座の開設）

１．振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当行所定の「投資信託総合取引申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

２．当行は、お客様から「投資信託総合取引申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

３．振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第３条の２（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第４条（契約期間等）

１．この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する３月末日までとします。

２．この契約は、お客様又は当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第５条（当行への届出事項）

「投資信託総合取引申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

第６条（振替の申請）

１．お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

①　差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの

②　法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの

③　収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

④　償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

⑤　償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

⑥　販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行

うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの

イ　収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）

ロ　収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日

ハ　償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

ニ　償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

ホ　償還日

ヘ　償還日翌営業日

⑦　振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの

2．お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名押印）してご提出ください。

①　当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数

②　お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

③　振替先口座及びその直近上位機関の名称

④　振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

⑤　振替を行う日

3．前項第１号の口数は、１口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が１口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。

4．振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第２項第３号の提示は必要ありません。また、同項第４

号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

5．当行に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

第７条（他の口座管理機関への振替）

1．当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受付けない場合、当行は振替の申し出を受付けないことがあります。

2．前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。

第８条（担保の設定）

お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

第９条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、お客様の請求による解約、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第10条（償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等）

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは当行がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当行からお客様にお支払いします。

第11条（お客様への連絡事項）

1．当行は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。

①　償還期限（償還期限がある場合に限ります。）

②　残高照合のための報告

2．前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。

3．当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4．当行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

第12条（届出事項の変更手続き）

1．印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。

2．前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3．第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもってお届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

第13条（口座管理手数料）

この規定に基づく口座の設定に伴う口座管理手数料は、頂戴しません。

第14条（当行の連帯保証義務）

機構又は日本証券代行株式会社（上位機関）が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこ

れを連帯して保証いたします。

① 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構又は日本証券代行株式会社（上位機関）において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務

② その他、機構又は日本証券代行株式会社（上位機関）において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第15条（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

1．当行は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

2．当行は、当行における投資信託受益権の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第16条（解約等）

1．次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第７条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第４条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

① お客様から解約のお申し出があった場合

② お客様が手数料を支払わないとき

③ お客様がこの規定に違反したとき

④ お客様が第21条に定めるこの規定の変更に同意しないとき

⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2．前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお

振替えください。なお、第７条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただきます。

① お客様が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

イ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

ロ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ハ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

ニ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

ホ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

イ．暴力的な要求行為

ロ．法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

ホ．その他前各号に準ずる行為

第17条（解約の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口

座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当行の定める方法により、換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第18条（緊急措置）

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第19条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

① 第12条第１項による届出の前に生じた損害

② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害

④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

⑤ 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

⑥ 第18条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

第20条（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第１号及び第２号に掲げる諸手続き等を当行が代って行うこと並びに第３号から第４号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

① 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等
③ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること
④ 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この規定により管理すること

第21条（この規定の変更）

⑴ この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、当該通知に記載された所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

⑵ 前項の通知は、変更の内容が合理的で影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページ等への掲載によって代えることがあります。

以　上

付　則

平成20年１月４日一部改正
平成23年４月１日一部改正
平成27年８月17日一部改正
平成28年１月４日一部改正
平成30年２月１日一部改正

自動けいぞく（累積）投資約款

第１条（約款の趣旨）

この約款は、お客様と株式会社京葉銀行（以下「当行」といいます。）との間の投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資取引に関する取り決めです。この約款に別段の定めがないときには、「投資信託総合取引約款」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」及び「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」によるものとします。

第２条（定義）

累積投資取引とは、あらかじめ定められた方法により、お客様の指定預金口座から引落した金銭または投資信託受益権振替決済口座（以下「振替決済口座」といいます。）に記載または記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。なお、累積投資取引のために、お客様の金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。累積投資口座でお預かりしたお客様の金銭に対しては、利子、その他いかなる名目による対価もお支払いいたしません。

第３条（包括累積投資取引の申込方法）

１．お客様が、当行所定の累積投資申込書を兼ねる総合取引申込書に必要事項をご記入の上、署名捺印し、これを当行にご提出いただくことによって累積投資口座を申込み、当行が承諾した場合に限り累積投資を開始することができます。なお、平成30年２月１日現在で投資信託振替決済口座管理規定に定める投資信託振替決済口座を開設しているお客様が累積投資口座を開設していない場合は、累積投資口座のお申込みを行ったものとみなし、「累積投資口座」を開設いたします。

２．当行は、前項前段のお申込みを受け、当行が承諾したときは、新たに投資信託総合取引にかかる振替決済口座を開設するとともに、累積投資契約が締結されたものとして取り扱います。

３．当行は、前項の申込みを受け、当行が承諾した場合には直ちにお客様の「累積投資口座」を開設いたします。

第４条（個別累積投資取引の申込方法）

１．お客様が、個別銘柄の累積投資取引を開始するときは、前条規定の申込みをした上で、当行所定の申込書に必要事項をご記入の上、署名押印し、当行にご提出いただくことによって申し込むものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。なお、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託のうち、別に定める非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款に定める非課税累積投資契約に基づき、お客様が、非課税口座に設けられた累積投資勘定で行う取引（以下「つみたてＮＩＳＡ」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行ホームページに掲載するものとします。

ただし、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款により、お客様がつみたてＮＩＳＡでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたてＮＩＳＡ以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

２．累積投資取引のうち投資信託自動積立サービスの申込方法等については「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」によるものとします。

第５条（買付方法、時期および価額）

１．当行は、お客様からこの約款に基づく、累積投資取引による買付けの申込みがあったときは、投資信託総合取引約款その他の約款・規定等の定めるところにより、対象となる投資信託の買付けを行います。

２．前項の買付けに伴う取得価額は、原則として買付約定日の基準価額に所定の手数料および消費税を加えた額となります。

３．買付けされた投資信託の所有権およびその収益分配金または元本に対する請求権は当該買付けがあった日からお客様に帰属するものとします。

第６条（振替決済口座への記載または記録）

１．この契約によって買付けされた投資信託は、振替決済口座に記載または記録して管理します。

２．当行は、投資信託の管理に係る口座管理料をいただくことがあります。

第７条（収益分配金の再投資）

前条の振替決済口座に記載または記録されている投資

信託に係る収益分配金は、お客様に代わって当行が受領の上、お客様の累積投資口座に繰り入れ、その全額から税金等を差し引いた金額をもって対象となる投資信託の目論見書等に定める方式により当該投資信託の買付けを行います。なお、この場合、買付手数料は無料といたします。

第８条（最低換金単位）

累積投資取引による投資信託の換金注文については、当行所定の最低換金単位を指定して換金できるものとします。

第９条（換金方法、時期および価額）

１．　当行は、お客様から換金の申込みを受けたときは、投資信託総合取引約款その他の約款・規定等の定めるところに従い、累積投資取引による投資信託の換金を行います。

２．前項による換金により、当行がお客様に代わって受領した当該投資信託の換金代金（当該投資信託の目論見書に規定する所定の価額に換金口数を乗じた金額）については、当該換金代金から、当該換金に係る費用等（換金に係る手数料がかかる場合は当該手数料およびそれに伴う消費税、換金に伴い源泉徴収等がされる場合には当該税金等）を差し引いた残額を、当該投資信託の目論見書に規定する所定の日以後に、お客様の指定預金口座に入金します。

第10条（届出事項の変更手続き）

１．お届出の印鑑を失ったとき、または印鑑、氏名または名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の手続きにより届け出てください。この場合、運転免許証、印鑑証明書、戸籍抄本、住民票、その他必要と思われる書類等をご提出いただくことがあります。

２．前項により、お届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ累積投資取引による投資信託の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

３．第１項による変更後は、変更後の印鑑、氏名または名称、住所等をもってお届出の印鑑、氏名または名称、住所等とします。

第11条（累積投資取引の解約）

１．この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解

約できるものとします。

① お客様から累積投資取引の解約のお申し出があったとき

② 投資信託総合取引約款に関する契約が解約されたとき

③ 当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき

④ 累積投資取引による投資信託がすべて償還されたとき

⑤ お客様が第13条に定めるこの約款の変更に同意しないとき

⑥ お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申し出たとき

⑦ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき

⑧ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

⑨ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2．この契約が解約されたときには、当行は遅延なくお客様の累積投資口座で管理中の金銭を指定預金口座に入金するとともに、累積投資取引による投資信託についてはお客様の指示に従いお取扱いします。

第12条（免責事項）

当行は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

① 第11条によるお申し出の前に生じた損害

② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影をお届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをした上で、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

③ 依頼書に使用された印影がお届出の印鑑と相違するため、累積投資取引に係る契約の履行をしなかった場合に生じた損害

④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、累積投資取引に直ちには応じられない場合に生じた損害

⑤　前号の事由により、投資信託の記録が滅失等した場合または第９条等による換金代金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害

⑥　投資信託受益権振替決済口座管理規定第19条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

⑦　当行が金銭を指定預金口座へ入金した後に生じた損害

⑧　電信または郵便の誤配、遅延等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害

第13条（約款の変更）

１．この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、当該通知に記載された所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

２．前項の通知は、変更の内容が合理的で影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページ等への掲載によって代えることがあります。

第14条（合意管轄）

この約款に基づく取引に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以　　上

平成30年２月１日制定

投資信託定時定額購入サービス取扱規定

第１条（目的）

この規定は、お客様と当行との投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の定時定額購入サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取り決めです。

第２条（買付銘柄の選定）

１．本サービスによって買付けできる投資信託は、当行が選定する累積投資銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。なお、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款に基づき、お客様が非課税口座に設けられた累積投資勘定での取引（以下、「つみたてＮＩＳＡ」といいます。）で買付けできる投資信託の銘柄については、当行が選定する、当行ホームページに掲載した銘柄のみを選定銘柄とします。

２．お客様は、選定銘柄の中から１以上の銘柄を指定し、買付けの申込みを行うものとします。（指定された銘柄を、以下「指定銘柄」といいます。）

第３条（申込み方法）

１．お客様は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名及びお届け印を捺印し、これを当行に提出することにより申込むものとし、当行が承諾した場合に本サービスを開始するものとします。

２．申込みにあたっては、指定銘柄の自動けいぞく（累積）投資契約を締結していただきます。ただし、すでに締結済であるときはこの限りではありません。

第４条（払込み）

１．お客様は、指定預金口座からの振替により、投資信託買付資金の払込みを行うものとします。

２．指定預金口座は、本サービスの申込みを行った取引店における、お客様名義の普通預金又は当座預金とします。

３．当行は毎月所定の買付日（毎月５日、10日、15日、20日、25日の中からお客様が指定するいずれかの日。該当日が銀行休業日の場合は翌営業日とします。また、当該日が指定銘柄の購入申込みを受付けしない日に該当する場合は、翌営業日以降最初に買付けが可能となった日とします。）にお客様があらかじめ指定した当行が定める金額以上の金額（以下「振替金額」といいます。）を指定預金口座から引落し、自動けいぞく（累積）投資約款の定めに従って買付を行います。ただし、お客様がつみたてＮＩＳＡでの買付けをする場合の当該指定銘柄の購

入の代価（振替金額から、第7条に定める所定の手数料、消費税を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は振替金額と同額とします。）の各年ごとの合計額（つみたてＮＩＳＡで複数銘柄の買付けを申込む場合は、申込む全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額）が40万円を超えることとなるような振替金額の指定はできないものとします。

4．前項の預金の引落しにあたっては、当座勘定規定または普通預金規定、総合口座取引規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および同払戻請求書の提出は不要とします。

5．引落し日において、指定預金口座の残高（当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる範囲の金額を含みません。）が引落し金額に満たない場合は、お客様に通知することなくその月の引落しおよび指定銘柄の買付をいたしません。

6．複数の指定銘柄を選択されているお客様の指定預金口座の残高が、その引落し金額の総額に満たない場合は、そのいずれの銘柄を買付けるかは当行の任意とします。なお、この場合、当行は申込者に対して事前の通知を行いません。また本項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

7．引落し日当日の入金は、本規定に基づく引落し金額に充当されません。

第５条（払込みの開始）

1．本サービスの投資信託購入資金の払込み（以下払込み）は、本サービスの申込日（以下申込日）が、本規定第８条で規定している買付時期（以下買付日）から買付日を含んで３営業日前以前であれば、申込日から最初に到来する払込みの日（以下払込日）から開始します。

2．申込日が、買付日を含んで２営業日前以内の場合、申込日から最初に到来する買付日（申込日と買付日が同日の場合は当日）の次に到来する買付日に応答する払込日から開始されます。

第６条（増額の払込み）

1．第４条第３項に加えて、１年に２回まで増額の払込みができます。この場合、当行所定の書面により届け出て下さい。

2．増額月の引落し金額は、毎月の引落し金額に１円単位で増額可能とし、年２回の引落し金額は同一とします。ただし、お客様が当行の「非課税上場株式等管理および

非課税累積投資に関する規定」に基づき、つみたてＮＩＳＡでの買付けをする場合は、つみたてＮＩＳＡで買付しようとする全銘柄についての第４条第３項の振替金額と本項の増額金額（所定の販売手数料や消費税等を除いた金額とし、所定の販売手数料がゼロの場合は当該増額金額とします。）との各年ごとの合計額が40万円を超えることとなるような増額金額の指定はできません。

第７条（手数料）

第４条第３項および第６条第２項の払込み金額は、当該指定銘柄の取得代金に加えて、それに係る所定の手数料、消費税を含みます。

第８条（買付時期および価額）

１．当行は、口座引落日においてお客様の指定預金口座からの引落しが成立した場合に限り、指定銘柄の買付の申込みがあったものとして取り扱います。

２．前項の買付価額は、自動けいぞく（累積）投資約款に定める価額とします。

３．１項にかかわらず、当該日が目論見書に記載の購入申込みを受付けしない日に該当する場合は、翌営業日以降最初に買付けが可能となった日に買付けます。

第９条（届出事項の変更）

１．引落しの休止や中止、引落し金額の変更等、申込み内容を変更する場合には、あらかじめ当行所定の書面により届け出て下さい。

２．①　変更の申込日が買付日から同日を含んで３営業日前以前であれば、変更の申込日から最初に到来する購入分より変更するものとします。

②　変更の申込日が買付日から同日を含んで２営業日前以内の場合、変更の申込日から最初に到来する購入分（申込日と払込日が同日の場合は当日）の次に到来する購入分より変更するものとします。

第10条（返還および果実の再投資）

返還および果実の再投資は、自動けいぞく（累積）投資約款に基づき行うものとします。

第11条（取引および残高の通知）

当行は、本サービスに基づくお客様への取引明細および残高明細の通知を、取引残高報告書により３ケ月に１回以上行うものとします。

第12条（指定銘柄の除外）

指定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるもの

とします。この場合、当行はお客様に遅滞なく通知するものとします。

① 当該指定銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合。

② その他当行が必要と認める場合。

第13条（解約）

1．本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

① お客様が、当行所定の書面により、本サービスの解約を申し出た場合。

② お客様が、指定銘柄の自動けいぞく（累積）投資口座を解約された場合。

③ 当行が本サービスを営むことができなくなった場合。

④ 当行が本サービスの解約を申し出た場合。

2．前項に定める場合のほか、お客様が非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款（以下、本項において「当該約款」といいます。）の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申し出いただきます。

なお、お客様が当該解約の申し出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当行は、裁量により、当行の任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申し出があったものとして取扱うことができることとします。

① お客様が当該約款第10条の 2 の規定により、累積投資勘定から非課税管理勘定への勘定の種類の変更を行う場合　非課税管理勘定が新たに設定される日

② 当該約款第 2 条 5 項の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合　非課税口座が廃止される日

③ お客様が当該約款第 2 条 6 項の規定により累積投資勘定を廃止する場合　累積投資勘定が廃止される日

第14条（印鑑照合）

各種申込書に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合、それらの書類につき、偽造・変造その他の事故があっても、そのため生じた損害については、当行は責任を負いません。

第15条（その他）

1．当行は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2．お客様に対し当行よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居・不在その他お客様の責により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべき時に到着したものとして取り扱うことができるものとします。
3．天変地異その他不可抗力による損害について、当行はその責を負いません。
4．この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときには改正されることがあります。
5．本規定に別段の定めのないときは、自動けいぞく（累積）投資約款等の関連規定・約款（お客様がつみたてＮＩＳＡでの買付けをすることができる投資信託の銘柄については、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款（以下、本項において「当該約款」といいます。）を含みます。）に従うものとします。またお客様が、当該約款に基づき、つみたてＮＩＳＡでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄を取得し、あるいは保有される場合において、当該約款と本約款の内容が抵触する場合には、当該約款の規定にしたがうものとします。

第16条（規定の変更）

1．この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、当該通知に記載された所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。
2．前項の通知は、変更の内容が合理的で影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページ等への掲載によって代えることがあります。

以　　上

付　　則

平成22年３月23日一部改正
平成23年４月１日一部改正
平成30年２月１日一部改正

特定口座に係る上場株式等保管委託約款

第１条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第37条の11の３第１項に規定されるものをいいます。以下同じです。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当行に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）について、同条第３項第２号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

②お客様と当行の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令及びこの約款に定めがある場合を除き、「総合取引約款」等他の約款等の定めるところによるものといたします。

第２条（特定口座開設届出書等の提出）

申込者が当行に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。

②申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

③申込者が当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

第３条（特定保管勘定における保管の委託等）

上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための

勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

第４条（所得金額等の計算）

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の３（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第37条の11の４（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第13条及び関係政省令に基づき行われます。

第５条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

当行は申込者の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみ（租税特別措置法第29条の２第１項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）を受入れます。

１ 第２条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当行から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等

２ 当行以外の金融商品取引業者等に開設されている申込者の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当行の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

３ 当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得した上場株式等

４ 申込者が相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当行又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当行の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

５ 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

６ 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託及び投

資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で当該株式無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

7 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを除きます。）に限ります。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

8 前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の２第14項に基づき定められる上場株式等

第６条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行への売委託による方法、当行に対して行う方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の２第７項に定められる方法のいずれかにより行います。

第７条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当行は、申込者に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の２第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第８条（特定口座内保管上場株式等の移管）

当行は、第５条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第２号に規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の２第10項及び第11項の定めるところにより行います。

第９条（相続又は遺贈による特定口座への受入れ）

当行は、第５条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第４号に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の２第14項第３号又は第４号及び租税特別措置法施行令第25条の10の２第15項から第17項までに定めるところにより行います。

第10条（年間取引報告書等の送付）

当行は、租税特別措置法第37条の11の３第７項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年１月31日までに、申込者に交付いたします。

②特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当行は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書を申込者に交付いたします。

③当行は、特定口座年間取引報告書２通を作成し、１通を申込者に交付し、１通を税務署に提出いたします。

④当行は、租税特別措置法第37条の11の３第８項に定めるところにより、その年中に申込者が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、当該申込者からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年１月31日までに申込者に交付いたします。

第11条（契約の解除）

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

１．申込者が当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の７第１項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき

２．租税特別措置法施行令第25条の10の８に規程する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

第12条（特定口座を通じた取引）

１．申込者が当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

２．前項にかかわらず、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款に基づく非課税口座を開設されているお客様（購入に係る取引については、その年分の非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）については、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託受益権に限ります。）の取引を当該非課税口座に設けられる非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。

第13条（合意管轄）

申込者と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第14条（約款の変更）

１．この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他

必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を届出された住所地に通知します。この場合、当該通知に記載された所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

2．前項の通知は、変更の内容が合理的で影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページ等への掲載によって代えることがあります。

以　　上

付　　則

平成22年１月１日一部改正
平成28年１月４日一部改正
平成30年２月１日一部改正

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

第１条（約款の趣旨）

この約款は、お客様が租税特別措置法第37条の11の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第２条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

当行はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第８条の４第１項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受入れます。

１ 租税特別措置法第３条の３第２項に規定する国外公社債等の利子等（同条第１項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第３項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの

２ 租税特別措置法第８条の３第２項第２号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第３項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの

３ 租税特別措置法第９条の２第１項に規定する国外株式の配当等で同条第２項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの

４ 租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの

②当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第３条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

申込者が租税特別措置法第37条の11の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉

徴収等の特例を受けるためには、【支払確定日までに又は支払確定日前の当行が定める日までに】、当行に対して租税特別措置法第37条の11の６第２項及び同法施行令第25条の10の13第２項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

②申込者が租税特別措置法第37条の11の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、【支払確定日までに又は支払確定日前の当行が定める日までに】、当行に対して租税特別措置法第37条の11の６第３項及び同法施行令第25条の10の13第４項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

第４条（特定上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

第５条（所得金額等の計算）

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の６第６項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

第６条（契約の解除）

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

１お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の７第１項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき

２お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

３お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の８に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

第７条（合意管轄）

お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第８条（約款の変更）

１．この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他

必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を届出された住所地に通知します。この場合、当該通知に記載された所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

2．前項の通知は、変更の内容が合理的で影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページ等への掲載によって代えることがあります。

以　　上

付　　則

平成30年２月１日一部改正